

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	宿舍賃貸借料（領家町宿舍第5号）
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 那賀川河川事務所長 安永 一夫 徳島県阿南市領家町室ノ内390
契 約 締 結 日	令和 5 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	個人情報により非公表
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 1, 9 8 0, 0 0 0 -
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ 1, 9 8 0, 0 0 0 -
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名

宿舍賃貸借料（領家町宿舍第5号）

2. 業 者 名

個人情報により非公表

3. 随意契約理由

本契約は、那賀川河川事務所の職員が利用する宿舍の賃貸借契約を行うものである。
那賀川河川事務所は一級河川那賀川及び派川那賀川、桑野川を所管しており、河川改修・維持管理を行うほか、流域全体の治水・利水・環境事業を総合的に実施する直轄河川総合開発事業として、長安口ダム改造事業等を実施している。

当該事業の実施にあたり、出水時・災害時等の緊急時に迅速な対応が必要になることから、職員が利用する宿舍は隣接した地域に位置する必要があり、過年度に契約した当該物件を令和5年度も継続して賃貸借するものである。

4. 随意契約の根拠法令

会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号